

第4回人権救済条例見直し検討委員会議事録

1 日時等

- (1) 開催日時 平成18年8月17日(木)午前10時から午後0時30分まで
- (2) 開催場所 鳥取県立図書館大研修室(鳥取市尚徳町)
- (3) 出席者名 委員：永山会長、相澤委員、朝倉委員、大田原委員、國歳委員、長井委員、中村委員、樋口委員、安田委員
助言者：新潟大学法科大学院教授 山崎公士氏
九州大学名誉教授 大隈義和氏
事務局：瀧山総務部長、柴田次長、磯田人権局長、安田人権推進課長
- (4) 議 事 「人権救済制度と地方公共団体の取組みに関する検討」
- (5) その他
 - ア 公開又は非公開の別 公開
 - イ 傍聴者数 約30人

2 議 事

(1) 助言者からのお話し

山崎新潟大学教授から「鳥取県人権救済条例の意義と問題点」と題して説明が行われ、続けて大隈九州大学名誉教授から「人権救済制度と地方公共団体の取組みについて」と題して説明がなされた。

ア 山崎新潟大学教授の説明要旨

(ア) はじめに

鳥取県が人権救済条例を全国に先駆けて作られたのは日本にとどまらず国際的にも画期的なことだが、人権救済条例の内容は完璧ではない。

(イ) 司法機関以外による人権救済

人権救済条例によって設置される人権救済推進委員会は、国際人権法でいう国内人権機関に当たる。

司法救済以外の人権救済には、法務省の人権擁護制度があるが、人権擁護推進審議会の答申のとおり十分には機能していない。地方では市町村の人権相談などある。

司法救済ではお金、時間がかかるし、公開の裁判で心の傷をもう一度語ることにより2次被害、3次被害も生じうる。また個別事案の解決にとどまり、社会的、構造的な、適切な解決にはならない。

1993年、国際連合では、主権国家内での社会的構造的な人権侵害をなくし、ひいては平和に貢献することを目的として、立法、司法、行政のいずれでもない政府から独立した国内救済機関を国家に設けることなど示したパリ原則を採択した。

パリ原則はガイドラインを提示したもので、その全てを守らなければならないというものではないが、新たに国内人権機関を設けようとするとき、有力な指針となりうる。

(ウ) 国内人権機関とは

国内人権機関とは、次の4つの性格を有する機関で、複数の個人で構成される委員会型とオンブズパーソン(たとえば、スウェーデンの国会オンブズマン)のような独任型がある。

人権保障のため機能する既存の国家機関とは別個の公的機関

憲法または法律を設置根拠とする

人権保障に関する法定された独自の権限をもつ

メディアなども含めたいかなる外部勢力からも干渉されない独立性をもつ

国内人権機関の独立性を確保するため、構成員には社会の多元性を反映させ、裁判官の身分保障に類するような任命、退任を定め、任期は法定することが望ましい。

国内人権機関の機能と権限(パリ原則による)は次の6つ。

人権法制・状況に関する政府・議会への提言

人権諸条約の批准や国内実施の促進

人権諸条約上の政府報告書への意見表明
国連人権関係機関などとの協力
人権教育・研究プログラムの作成支援
人権・差別撤廃の宣言、など

国内人権機関の中心的活動は提言、広報、教育。また、NGOとの連携も重要。
個別救済においては、ゆるやかなあっせん、調停、勧告を試みる。調停は友好的な解決で、加害者が心から悔い改め、謝ることによって救済を図ることを目指す。
救済と教育は現実には一体のもので、加害者にとっては教育、被害者にとっては救済。日本では国内人権機関がないため法務省と文部科学省がそれを縦割りで別にやってきたが、国内人権機関にはこれらを一体に行う妙味がある。

(エ) 国内人権機関の設置形態

設置形態としては次の3とおりが考えられる。

法律で中央人権委員会と地方人権委員会を設置

法律で中央人権委員会のみを設置

法律設置の中央人権委員会と自治体条例設置の地域人権委員会の併存

世界的には の形態によるところが多い(オーストラリアなどがこの形態)。地方に支部があれば気軽に相談に行けるメリットがある。日本でも中央に加えて地方の法務局が手足となるやり方が考えられる。

の形態のものはアメリカ合衆国が連邦レベルで設置している雇用機会均等委員会など世界にはたくさんある。

鳥取の人権救済条例が施行されて、かつ法律によって国レベルの委員会ができれば の形態。

(オ) 自治体の人権救済条例に基づき地域の人権救済機関を持つ意義

相談救済を国が行うのは当然であり、地方政府が踏み込むことはなかった。志が高い。市民が気軽に相談できる。地域の問題は地域の特性が反映される場合もあり、地域で解決するのが望ましく、地域特性を反映できる長所がある。また、自治体は窓口行政で多くのノウハウを蓄積しているが、霞ヶ関には現場の状況に応じたきめ細かな行政はできない。

(カ) 鳥取県人権救済条例の意義

既に個別の人権課題に限定した条例は存在したが、鳥取県人権救済条例は全国初の包括的な人権救済条例で先駆的な取り組み。

(キ) 旧・人権擁護法案および各自治体の人権救済条例の比較

社会には様々な人権課題があり、設置主体によりその規定には特徴がある。(資料2参照)

(ク) 鳥取県人権救済条例の問題点

人権擁護法案は「人権」の定義がなく、「人権侵害」の定義が曖昧だが、この条例も同じ。法的な枠組みがないと人権救済委員会もその事務局も適正な活動ができず、暴走や見過ごしなどが生じることが考えられる。

「メディア規制」は反対。このような規定は世界でも例がない。しかし、メディアスクラム、過剰取材など問題は現実であり、国内のメディアは自主的に、イギリスやスウェーデンのメディア評議会のような第三者機関を一刻も早く設けることが望まれる。

国内人権機関の役割は司法とは異なるため、司法と同程度の厳格な適正手続はなじまない。だからといって、いい加減ではいけない。

独立性を確保するための工夫をすべき。鳥取県弁護士会の、「議会内に、人権救済委員会委員の任命のための推薦委員会を設置」という提言は傾聴に値する。

独立性を確保するため、委員の構成には社会の多元性を反映させるべき。そのためには委員5名では不十分。増員も検討に値する。また、ジェンダーバランスも重要。現条例では委員の数は男女いずれかが2名未満でもよいと読めるので工夫すべき。

調査協力拒否に対する過料について、諸外国では規定はあるが適用しないケースが多い。適用しないなら規定しないでもよいという考えもあるが、企業や団体など力のあるものに対しては過料を背景に調査を行ったほうがよい場合もある。私人に対して公権力が罰則を持って手続を進める必要があるのかどうか、慎重に議論すべき。個人的には必要なしと考える。公権力には強い制裁を予定して差し支えない。

イ 大隈九州大学名誉教授の説明要旨

(ア) 報告の前提

国でも人権救済をめぐる対応が行われているが、労働審判制度のように司法的救済が主であり、行政がどういう関わりをもつのかもっと検討されるべき。差別など個別侵害を追及する形ではなく、どのような形で救済、支援できるのかといった検討も必要。

(イ) 人権救済条例の課題について

地方公共団体は統治団体であり、分権の流れからも国とは対等、協力の関係である。

救済の面で関わる自治体と、当事者としての行政機関である自治体との区別が必要。

人権侵害の概念規定があいまいということに関して、「人権」保障の程度は差異があり、政治的・道義的意義を持つものから、法律による整備を待って実現されるもの、憲法の人権規定そのものにより直ちに実現可能なものまで種々にわかれる。

侵害する側にも人権があり、人権相互の衝突は「公共の福祉」により調整するもので、こういった目的で救済制度を条例化することによっても人権侵害の規定の仕方が違ってくる。人権侵害の概念規定は、相対的な概念規定にならざるを得ない。

人権の範囲を広く捉えた場合、提言、啓発、教育の対象とするのは可能だが、そこに個別救済のための法的効果を結びつけようとする難題山積となる。

人権を広く人権全般と捉え、個別救済では拾いきれないものも扱うとなると、それに対する行政の関わり方は原因究明から救済の場面に視座を移し、心理的に追いつめられた方への周囲の支援という視点が必要。一般的には広報などの救済しかできない。

メディアについては自主規制だけでなく公平な第三者機関の必要性がある。

憲法の人権保障の私人間効力についてはいろいろな考えがあり、基本権保護義務という形で国に保護義務があるといったものはもちろん、新無効論のように私人間の問題を立法で考慮しようとするものまである。しかし、何もしなくていいという意見はない。

私事と公共性について、法治主義の要求の下、行政の介入は諸制度で行われており、また、公務員のことなかれ主義に対して条例化や第三者機関の設置は有効と考える。

個別救済に関わっていくと、行政機関による人権侵害も必ず視野に入れることになる。対処機関として委員会制やオンブズマン制が考えられるが、こういった形がよいか検討が必要。

独立性の議論は、現状では啓発や教育の論拠になるにとどまるもので、個別救済を図るためのものとなると、独立した委員会を地方で作るのは難しい。鳥取県では独立行政委員会の設置を構造改革特区申請したが認めてもらえなかった。国と地方とは対等であり、特区というより一歩進めて全国一律の立法により自治体が行政から独立した委員会を作るにはどうしたらよいか考えられるのが望ましい。

行政調査は行政手続法の適用除外。令状主義によることについて、判例では所得税法の調査については不要としている。直接的・物理的強制に関わって令状主義が主張されているが、まさにこのところが、調査を個別救済による調査とパリ原則による確認や広く人権救済のための調査と捉えるかの違い。どちらの調査を目的としているかを分けながら必要性を検討すべき。また、過料が行政刑罰ではなく行政上の秩序罰であることを踏まえた上で検討すべき。ただし、制度上過料が機能しているかは疑問。

個別救済を必要とした場合、公表の規定が必要と云うのは言い過ぎではない。しかし、間違った公表を行った場合の事後訂正公表義務などの必要性とともに、公表は重大事件に限定するなど、比例原則についても検討が必要。

(ウ) 検討のための視点・材料

個別救済になると、平等、差別のことが問題として出てくる。平等の権利も人権である。しかし平等は比較上の権利であり、人権のうち自由権はそれ自体として自由であり権利であって、両者は違う。坊主頭は差別なのか、個人の尊厳による人権問題なのか、個別救済の検討では点検する必要があるだろう。

行政オンブズマンは、県レベルでも、市町村レベルでもあるが、議会オンブズマンはない。議会の一機能が行政の監視・批判にあることを考えると検討に値するのではないか。そこまでなくても、条例では委員選任に議会の同意を求めたことは傾聴に値する。

条例の精密化に当たっては、法曹界はじめ各界との協力が非常に大切。

(2) 助言者、委員の意見交換

委員

パリ原則から導かれる人権救済機関の役割・権限が友好的な解決を前提とした話し合い説得であれば、氏名の公表は必ずしも必要な要素ではないと思われる。

山崎新潟大学教授

パリ原則は政府から独立した国内人権機関のあり方を大枠で示したもので、公表について何も触れていない。諸外国では氏名の公表を取入れているところと、取入れていないところとある。

人権救済機関の機能として、説得と理解を基本とするADRが一番大事。そういう視点を全面に出せば必ずしも公表がなくても制度設計は可能。

また、人権救済機関だけで全てを担うのではなく、立法、司法、行政という既存の機関との連携に加え、民間団体、NPO、NGOなどの連携により、社会全体の一つとして位置づけられ、求められている機能を十分に発揮できれば公表規定がなくてもうまく機能する場面があるのではないかと考える。

居直りに侵害行為を繰り返すような、公表以外に制裁する方法がない事例は世の中にある。しかし、そのような人に公表という制裁措置をとっても必ずしも居直り状況がなおるわけではなく、そういう人に対するカウンセリングが必要な場面も出てくる。したがって、個人については公表の対象とすべきでないとする。

企業、団体で公然と人権侵害行為を続け、それを改めようとしめないケースには公表が大きな制裁になりうる。カナダのように、公表規定があるから企業が勧告を受け入れ、企業自らが社員の人権教育をするなど、人権救済制度が機能しているのも事実。一般的に公表を用いることが全面的に悪いかどうか、国と自治体でも違うので、慎重に検討していただきたい。

委員

国、自治体は人権、個人の自由にとって最大の脅威である。国、自治体が個人の自由、人権を守るために力を借りなければならない存在であるとすれば、それは自由にとってアンビバレント。そのような考え方がある中、人権救済条例のように人権をおおきく捉え、包括的に網をかけて取扱うことが理念として考え得るのか。自分は懐疑的である。

例えばじん肺訴訟は、国が規制権限を行使しないと命が奪われてしまうという国の立法責任の問題であり、国の行った最大の人権侵害である。こういう事例に対して被害者が鳥取県の労働者の場合、人権救済条例で対処できるのか。

総論として人権救済条例を鳥取県が考えたことはよいことと言えるかもしれないが、具体的には評価して良いものかどうかと思う。

山崎新潟大学教授

国、自治体は加害の立場になりうる。他方で、消費者保護などの場面では国、自治体は人権が尊重される社会を作っていく責務を負っている。国の役割に期待せざるを得ない部分があるのも事実。この両者をどう調整し国内人権機関を作り運用していくのが現代社会の課題。人権一般を扱うことが可能かどうかといえば、世界の状況から可能と考える。

どの国でもジェンダー、障害者、外国人などへの差別を禁止する個別法令ができ、法令に基づく救済機関が同時多発的にでき、それをできるだけ調整して一本化していく。イギリス、カナダでもそういう傾向がある。

カナダでは禁止される「差別禁止事由」として 人種、肌の色、出身地・民族、宗教、年齢、性別、婚姻の有無、家族、心身障害、犯罪歴、性的指向の11項目を規定し、また「差別禁止行為」として 物品供与・サービス供与・施設利用・宿泊の拒否、店舗・住居の占有の拒否、雇用・求人差別、労働組合がその構成員に対して行う差別的取扱い、差別禁止事由に基づいて雇用機会を奪うような政策・慣行の実施または協定の締結、不平等賃金、差別的言辞、憎悪の表明、嫌がらせの9項目を規定している。この「差別禁止事由」と「差別禁止行為」を合わせる形で人権侵害の救済の申出があると人権委員会で受け、書面審査などをして救済の必要があると判断した場合には非公開の場であつせん・調停を

行う。場合によっては是正の勧告を行う。ただし、人権委員会の決定が最終ではなく、それに対し不服があれば司法へ判断を持っていくことができる。ただし、これはカナダの連邦委員会という大枠での話なので、鳥取県でこれと同じことをすべきであるという話ではなく、人権一般を扱う例として紹介したもの。

県内のじん肺被害者に対して、鳥取県の人権委員会が相談を受け、相手方の同意を前提としたゆるやかなあっせん・調停はできると思う。また、当事者が納得しない場合など、司法の場で決着をつけたいといった場合の訴訟援助までは可能と思う。おそらくできるのはここまで。司法的解決と条例の準司法的な「相談」、「指導」、「助言」のような救済との役割分担になってくる。

ただ、これは国設置の中央の人権救済機関がないために鳥取県の委員会に過度に期待されていることであって、県の委員会で解決できない事案については国の救済機関にゆだねるべきであり、それでダメなら司法という役割分担になるのではないか。

大隈九州大学名誉教授

個別救済のところから抜け落ちたものも含め、広く捉えて人権を救済とした場合、それら全てに法的効果を結びつけるのは非常に難しい。一般的、抽象的な人権救済の施策遂行のために県に努力義務を課すということならば、広く人権を捉えることは可能だと思うし、行政に条例の根拠を与えて積極的に推進するという意味はある。それと個別の救済のところには法的効果を結びつけるのは区別して別論として議論すればよい。

委員

人権救済機関には年間数千件の相談が来ると思われる。しかも、その相談すべてが「あの人がこう言ったのでけしからん」といったトラブル。それらをすべて捌ききれぬのか。捌ききれなければ、調査の過程、勧告などとの関係でえん罪が起こる可能性がある。自由にとってアンビバレントな関係が具体的な危険性になってくるのではないか。そうならないためにも対象を実際には絞らざるを得ないのではないか。

独立性を実質的にどのように担保するのも重要な問題。独立性が担保されないとその後の議論は全て無に帰してしまう。

山崎新潟大学教授

恐らく年間数千件、種々様々な相談が来るだろう。これは法務局の相談実績などからも予想される。委員5名では不十分。委員を増やしたとしても、事務局の負担が大きい。事務局を相当な体制にしないと機能不全に陥る恐れは高い。

諸外国の例では相談の大体半数が却下。ゆるやかなあっせん・調停までいくものは相談の2～3割程度。さらに勧告まで行くような重要な事案はもっと少ない。社会として見過ごせないものとしてちゃんと調査をして解決まで導くべき事案というものはそれぞれの国で考え方があって、ある程度限定される。

たとえばインド人権委員会のように申立てから2・3年も結論がでないというケースもあり、未処理事件の滞りをどうするのかというのも課題。しかし、処理能力を超える相談が来るということがえん罪の危険性には結びつかないと思う。

むしろ、インドのように市役所、警察などから先住民族などのマイノリティが被害を受け、それを訴えたら下手すると殺されるといった強烈な社会もある。しかし、少なくとも人権救済機関に訴えても殺されることはない。レベルの低い保障ではあるが、そういった国もある。えん罪の危険性は全くは否定しないが、多数の相談が寄せられることで適正手続きの保障からはずれ、かえって当事者にとって不具合が生じるといったことは外国では聞き及んだことはない。

独立性は救済機関の根幹。これが担保されないのなら作らない方がよいという議論もあり得る。しかし、19世紀から20世紀にかけて立法、司法、行政という国家統治機構では馴染みのなかった、政府から独立した国内人権機関というものが世界ではたくさんできていることをどう評価し日本に取り入れようとするか、その価値観と独立性をどう担保するかということ。制度設計の上で独立性の担保は大変難しい。どこの国でも課題を抱えている。特に財政的な独立性の問題。職員の多元性の確保。職員の中に弁護士などを入れるべきである。自分は人権擁

護法案に関して法務省に対し、例えば、法務省出身の公務員は半数以下。来る人も片道切符にするべきと提言したが、法務省とは平行線だった。ここはとても大事なこと。職員体制の中の多元性、独立性の確保、職員の質、やる気など、全体があいまって始めて本当の意味の独立性が確保される。

委員

公権力による人権侵害事例は各国でもわりと共通していると思うが、私人間のものは、例えばカナダ、オーストラリアでは人種、先住民族、それに伴う言語の問題などが中心であり、各国状況が違う。日本国内における人権侵害事例の特殊性については考慮可能か。可能な場合、どの程度考慮すべきか。また、鳥取県で考えた場合にどこに注意すべきか。

次に、個別救済機能を県の機関に持たせたときに国の人権機関が存在しない時点で鳥取県が先行して作ることにについて、たとえば県外事例への対応なども含めて条例制定権の限界と関連する問題が生じると思うが、国の制度がない段階で単なるシンボリック（象徴的）な意味を超えて自治体が独自の制度を作るといふことと、それに伴う問題について考えを聞かせてほしい。

山崎新潟大学教授

公権力による人権侵害、軍隊、警察、入管施設などにより行われる虐待などについては世界と同じく日本も例外ではない。それに対し、日本における私人間の人権侵害の現れ方の特徴については、自分は社会学者ではないので難しい。ただ、一般的に言えば部落差別、在日外国人、障害者についての法制度上の差別的な条項の撤廃や、例えば車いすで公共の電車に乗れないといった事例は従来から指摘され改善されてきているし、DV、児童虐待、性的指向に対する差別はだんだん多くなってきている。ただ、日本社会独自で現れ方に特徴があるかといえ、先進国レベルで比べた場合、特にこれといった特徴はないと思う。ただ、外国人憎悪、外国人排斥という問題は欧米では多く、社会の不安を招き政治的な課題にもなっている。日本でも今後そういう傾向が強くなってきているのではないかと恐れている。

日本社会で一般にこれは人権侵害だと認識されているものと、被害者が生活の中で潜在的に感じているような人権侵害とはレベルが違うので、全ての相談を受け付ける救済機関があれば、我々が認識していない差別事例も出てくる可能性もある。ただ、現実の人権侵害を踏まえて制度設計されるのも一つの方法と考える。しかし、それをやりすぎると従来のパターン化しているものとは異なる問題を抱えている人にはつらいことになる。

ローカルでつくることのメリットは、住民に身近なところで、距離的にも精神的にも気軽に相談できるということ。そういう意味では相談の時点では間口は限定しないでおいて、そこから先、どのように救済に結びつけるのかというのは、制度設計の上で考える必要がある。自治体で作る妙味はある。

鳥取県については全くデータでしか知らないもので、これについては答えられない。

委員

鳥取県における、という意味ではなくても、地域、自治体ごとに異なる特徴とはどういうものがあり、どの程度反映させるのか。

山崎新潟大学教授

北海道と沖縄とでは恐らく違う。同じように鳥取県でも違う。例えば倉吉市の条例にはアイヌ民族のことにについて差別しないということが書かれているが、おそらく倉吉市民にアイヌ民族の方は居ない。居なくても重要な事柄だから条例に入れているということについてはすばらしいと思うが、仮に北海道に人権救済機関ができるとアイヌ民族の先住性に関わる就職、結婚差別などが相談として出てくる。これにはアイヌ民族の当事者か、アイヌ民族に関する深い認識を持っている人を委員、職員に入れたほうがよい。地域の人権課題の発生が多いところは、ある程度それを職員体制に反映させることが望ましい。

大隈九州大学名誉教授

条例の制定権の限界の話となると、古くは法律先占論というものがあり、従来は自治体では

手出しできなかったが、最近では判例、学会でも、ジャンルに分けて条例でも制定することができることもできている。国の人権保障の視点からミニマムなものなら、より強い規制の規定が制定可能だろう。積極的なものについては、国が既にしているそれを超えることはできないが、この人権救済条例のように国がまだ何もしていない現状では、先占論からでも新しい分野での問題だから問題ないと思う。

刑罰については自治体に限度がかせられており、過料まで。

また、自治体ごとに異なる基準を持った条例を作ることについては法律の限度の中で可能だろうと思う。また、売春防止条例のように自治体の基準が法律になった例もある。

個別救済から抜け落ちた部分があるので、そこは現段階では少なくとも抽象的にしる施策を進めるという意味で、広い意味での人権救済を定めておくという方法もあるが、個別分野のところでは法的に対応するのであれば、既存のシステムの整備を充実していけばいいと思うが、法的には残された分野について条例の制定は可能だと思う。

委員

やはり、人権とは、人権侵害とは何かということが出てくる。人権というのは山崎先生の文章によれば、「この条例において「人権」とは、日本国憲法及びわが国が批准し又は加入した人権に関する条約に規定されている権利とする」とあるが、本当にそれだけでいいのかという議論が出てくる。問題になってくるのは、「人権侵害」を「不当な差別、虐待、その他の人権を侵害する行為」と定義されているが、ただ、人権というものを広く見てきたときに相談は数千件出てくるだろう。そうなったときに、鳥取県民が持っている人権という概念規定であり、かつ人権感覚が問われることになる。それらにより本来人権侵害と言えるものが落とされる恐れがあるわけで、それが怖い。

各国がやってきたことはまず差別の禁止。日本では差別の禁止について、憲法にはあるが具体的に法令でやっていない。これは条例制定権との問題も出てくるかもしれないが、具体的な差別禁止事項を出していくことが大事ではないか。山崎先生の資料では7 - 1の4（資料3ページ）で出てきている差別事由、これに似たものとして韓国のもがある。そういうものを条例の中で我々が決めることができるのかどうか。大隈先生が言っていた抜け落ちている部分についてはこれから新たに作られる、あるいは見つけてくる差別として条文を入れておくことができれば、人権侵害とか人権をもう少し具体的に規定することが可能ではないかと考えているが、両先生のお考えはどうか。

大隈九州大学名誉教授

山崎先生の資料7 - 1の4（資料3ページ）に記載されているものは、憲法にある例示的なものと考えて、あとは種々様々のものがあるので、条例でもう少し詳しく例示することも可能かとも思うが、国の法律ができたとき、できなかったとき、そしてできた場合に県が先行していた場合、どう結びつけることができるか、あるいはできないとなった場合、条例を定めずどこまで対処できるかなど、いろいろな議論がある。その中の議論としては、具体的なものを例示して充実させるという視点はあると思う。

山崎新潟大学教授

1点は差別禁止事由をあまりに広範にすると相談件数が増えるのではないかと懸念があるが、自分は見解が異なり、予測としては広範にしたことによる相談の増加はそんなに多くないと思う。

理屈の面から言えば、相談を前もってシャットアウトするような制度は好ましくない。特に自治体が設置する救済機関であれば、何でも相談は受けるべき。受理するかどうかはそのあと委員会で決めればよいことで、広範にすると相談が増えるから狭くという議論には賛成できない。

個別救済まで行う人権侵害というものをどこまで絞り込むのかどうかについては、結局は鳥取県議会の判断。国の制度が無いので鳥取県の制度に対し非常に期待がかかっているという側面があり、仮に国が幅広く救済する制度をつくれれば、鳥取県が政策判断で個別救済する人権課題を制限することに反発する人は少ないかもしれない。ただ、今の時点では期待が高ければ高

いほど幅広にしてほしいという当事者はたくさんいる。ここは複雑な政治状況の中で鳥取県が志高く一步踏み出しているので、どう判断していいか難しいところ。私は鳥取県の間人ではなく、鳥取県の状態を詳しく把握していないので、絞り込みについてはいろんなやり方があるだろうという程度にとどめたい。

委員

今の話は委員会の独立性、委員の人数の問題など、いろんな問題にもからんでくる。委員5人では適正な運営はできないと考える。

委員

調査の過程での過料について、私人間のものについて議論してきたが、国、県などの行政の調査拒否に対して過料を科すことができるのか。

大隈九州大学名誉教授

一つの救済機関があって、県が行う人権侵害事案と私人間のものの両方に関わっていくことが可能かということ、そうではなく県のものについては別の審査機関によって、独自に第三者機関によって解決する、ということが可能なかという論点もある。

県に対しての制裁には、第三者機関の判定、例えば、個人情報審査会などの答申を尊重するように県に義務を課するというやり方がある。

それとは別に今の指摘の人権侵害の県に対する対処、制裁については行政の機構の問題として何らかの制度を構築すべき。人権侵害を受けた人には県に対する賠償、保障の問題になる。制裁の面だけをとれば、行政の組織内での責任の取り方として議論すればいいのではないか。

委員

刑務所は国の組織。その刑務所の受刑者から申立て。条例では刑務所は調査協力義務があると仮定した場合、刑務所がその協力を拒んだ。この場合、国（刑務所）に対して県の条例で過料をかけることが可能か。

大隈九州大学名誉教授

法律との関係で条例がどこまでできるか。国からの人権侵害事案の救済については自治体と国との対等な協力関係で自治を進めていく上での話であって、刑罰、罰則の話は、法律、条例の全体的な統制を持って国全体として考えていくべき問題。条例で国のものに制裁を課することになるので、国との調整、国法全体での整理が必要。

山崎新潟大学教授

公権力が調査拒否できることは望ましくない。旧人権擁護法案に対しては、公権力からの人権侵害事案については、正当な理由無く調査拒否できないような調査協力義務や、同様の調停応諾義務などを入れるべきだと提言した。これは国では作れる制度設計だが、条例で国に対してこのような強力な義務規定を持てるかどうかは判断は難しい。

また、旧人権擁護法案に対して、国の法律で地方人権委員会を作るよう提言し、国と地方との権限配分として、複数県にわたる場合、公権力からの侵害については国ですべきと提言した。拘置所、入管の中、警察官による暴行や虐待事件などたくさんあって、自治体の人権委員会にも相談があるだろうと予想される。これを現在の中央と地方との関係において、地方の委員会で扱うことは現実的には難しい。公権力事案について県の救済機関がどのように個別救済にもっていくのか。これは法理論的に、また現実的に可能かどうかという二つの側面で慎重な検討が必要。やるべきだと思うが慎重な検討必要。

委員

日弁連の人権擁護委員会で、勧告、警告とができない場合に、かなり分厚い調査書類を意見書としてまとめ、それを各省庁へ提出したり、それをもとに全国的なシンポジウムをしたりしている。そういったことを県の条例に基づいてすることはできるか。

また、両先生の結論としては、現段階では国に対して県条例でできるのは意見書提出までで、拘束力はないが警告とか、強制力はないが改善を促すなどと取組みが限界ということか。

大隈九州大学名誉教授

地方自治法が改正されていて、全国知事会が意見を国に出したりしている。その趣旨であれば条例にかかわらず地方から国への意見提出は可能。

山崎新潟大学名誉教授

日弁連のやっているような調査、公開シンポジウムのように、県の委員会の見解を国に示すことはできると思うし、するべき。例えばオーストラリア連邦の人権委員会は公開調査というものを行っている。アボリジニの人格を否定し、アボリジニの子は親のもとでは悪い子に育つからといって強制的に白人の養子にさせられたというケースがあり、これについて人権委員会が公開調査をし広く意見を取りまとめて議会と政府に対して意見を提出したことによって、政府が正式に謝罪し、誤りを認めた。連邦設置の救済機関が強力な権限をもって取り組んだからできたことかもしれないが、自治体設置の委員会がすることに何ら問題はなく、むしろ地域の意見を国政に反映させる、地方の時代にふさわしいやり方。

会長

人権救済条例の委員会については、パリ原則の国内人権機関の地方版として評価をいただいたが、現実の条例の中での位置づけはずいぶんかわってるので、本当にそう言えるかどうかというのはこの見直し検討委員会で細かい議論が必要。パリ原則の委員会の地方版と評価されるとしたら、今の条例の委員会とどこが違うのかということを見ていく必要がある。

(3) 次回の日程、内容について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 9月7日(木) 午前10時から正午 県立図書館大研修室

イ 検討内容 法務局の所掌する救済制度について検討を行う。